

20100602_銀座農業政策塾_議事録「日本型農業環境政策の方向性と直接支払い」

日時：2010年6月2日（水）19:00－21:00

場所：東京・銀座 銀座会議室

テーマ：「日本型農業環境政策の方向性と直接支払い」

発表者：蔦谷栄一氏（農林中金総合研究所特別理事）

参加者：参加者 12人（発表者除く）

（農業生産法人役員、会社経営者、会社員、FP、地方議員、公務員、NPO法人理事長、行政書士、司法書士など）

塾長から開会挨拶、銀座農業政策塾の趣旨、今回ミーティング趣旨

→資料「戦略研概要」

参加者からのコメント：

- ・トータル・ロジスティクスの仕事をしています
- ・農地法関連の仕事もしています
- ・農業ラジオの取材にて、九州を縦断してきました。南下するごとに味付けが甘くなります。また、しょう油や味噌など、大手メーカーのものよりも、地元メーカーのものがスーパーにて多く売られていました。

発表：「日本型農業環境政策の方向性と直接支払い」

1. 環境保全型農業の取組経過

①環境保全型農業の定義

「生物多様性へ配慮した農業」や「二酸化炭素排出の抑制へ配慮した農業」など多義的。その捉え方は、時代とともに変化。

「有機栽培」とは、2年以上、無農薬・無化学肥料の栽培をいう（有機JAS法上の定義）。

また、「特別栽培」とは、農薬・化学肥料を（慣行から）半分以下にする栽培をいう（ただし、法律上の定義ではなく、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに拠る）。

「環境保全型農業」においては、農薬・化学肥料を（慣行から）2割以下に削減する栽培とされている。

②有機農業推進法の制定

超党派による議員促進連盟が作られ、有機農業学会からの素案をもとに検討が重ねられ、2006年に有機農業推進法が制定された。しかしながら、あまりにすんなり国会を通ったため、国民的な議論にはならなかった。

③農林水産省の対応

「有機栽培」の流れと、「環境保全型農業」の流れの2つがあるが、農林水産省は「環境保全型農業」の推進に力を入れている。温暖湿潤にて、病害虫などの被害の

可能性が高い日本においては、「有機栽培」は技術的に難しいため。

④環境保全型農業の関係概念

- ・持続農業
- ・I P M (統合的病害虫管理)
- ・I B M (統合的生物多様性管理)
- ・G A P (農業生産工程管理)。EUの輸入基準となっている
- ・農業環境規範
- ・I S O 1 4 0 0 1
- ・エコファーマー

⑤距離・時間の縮小と関係性・循環の回復の必要性

- ・(生産者と消費者との) 距離が長くなると、時間がかかる。時間がかかると、保冷のためのエネルギーが必要になったり、ポストハーベストや保存料が必要になる。なお、一方には、時間の短縮の流れもあり、乳牛のおかれた過酷な環境など、家畜福祉とは逆の仕組みに回転上げることになる場合もある。
- ・距離の長さは、グローバル化を享受(円高などの要因含め)してきたということでもあるが、米食から、小麦食・肉食への嗜好変化とともに、食料自給率の低下を招いた。また、最近の国際穀物市場の高騰により、食料の安定調達への不安が増大している。
- ・本質的な問題は、関係性の循環が失われていることである。これが、農業の危機、農村の危機につながっている。
- ・分子生物学者の福岡伸一は、「動的平衡」を強調している。これは、同一形状であっても中身は常に変化し、入れ替わっており、循環、生命を生と死が一体となった世界として捉えている。

⑥有機農業等発展の経過

- ・70年代、第1次有機農業ブーム。有機農業研究会発足。有機農業は、民間ベースで行なわれる。役所とは、水と油の関係。
- ・80年代。第2次有機農業ブーム。宅配の普及による(物流の改革)。「大地を守る会」や「らでいっしゅぼーや」。
- ・00年代。第3次有機農業ブーム。スーパーや外食産業にて、有機野菜の取扱いが開始される。JAS法に規定されるようになるとともに、有機農業推進法も成立。

2. 世界から見たわが国の取組レベル

- ①日本の有機農業実施面積は、132カ国のうち、77番目。6074ha。
- ②日本の有機農業実施面積率は、132カ国のうち、78番目。約0.2%。
- ③①、②ともに、中国に劣る。現在、中国は、有機農業を急速に強化している。従来は、輸出向けだったが、現在は、国内向けに。
- ④韓国は、EUに負けないレベルでの取組みを行なっている。これを、台湾が追いつく。
- ⑤EU諸国は、冷涼乾燥の地域にて、雑草や害虫が少ない。このため、有機農業に適する地域となっている。

3. 環境保全型農業の具体的展開

- ①エコファーマー
- ②農業における地球温暖化対策の促進
- ③農地・水・環境保全向上対策

環境支払的な側面と地域対策の側面がある。ただし、現在は限定的な取組み。
有機農業推進法も、現在、具体的な目標数値はなし。
概念の理解が必要。

4. EU の環境支払い

- ①直接支払いで求められている水準を上回るものに対して、「環境支払い」が行われている（直接支払いは、デカップリングが原則。価格支持は行わない）

5. 農業環境政策の方向性（まとめ）

- ①農業環境政策全体の中での有機農業という議論が必要である。有機農業支持派と非支持派とは農薬の利用に関して、長く議論にすらならない状況になっている。農薬悪玉論。
- ②有機農業の基準は、農薬を使ったか使わないかがすべて。むしろ、たとえば、水田における循環性や多様性を基準にすべきではないか。
- ③ただし、農薬については国で安全基準が定められているが、実態として、安全とはい切れぬのも確か。
- ④最後に、農業環境政策とは、農村政策や、生物多様性農業にもつながる概念である。

質疑応答／意見交換：

Q 1：生き物認証の現状はどうなっていますでしょうか？

A 1：認証システムの導入についての検討会が開催されています。地域により生物相は異なり、これをどう考えていくかが課題。
農業での生物多様性の発想は、水田稲作をベースとする日本だけのものといえるでしょう。

Q 2：農薬について。ネオニコチノイドが問題となっている。国の農薬政策は、いつも後手後手ではないでしょうか？

A 2：農薬については、消費者が生産者とながり、買い支えていくとともに情報発信していくことが防衛手段の一つとなります。
身近でできることから、働きかける。

Q 3：環境支払いにつき、取り組んでいる政治家を教えてください。

A 3：民主党のほうで熱心に取り組んでいるようです。たとえば、篠原孝議員です。

Q 4 : 蔦谷さんは、直接支払いのモデルをどう考えていますか？

A 4 : 「固定支払い」に「(条件不利) 地域支払い」、そして、「環境支払い」の三層で考えています。

Q 5 : 飼料米の取扱いにつき。ある程度の規模の農業生産法人では、米価の低下が予想され、また、高めの補償金が出るため、飼料米の増産を進めています。

A 5 : 飼料米への生産シフトを意図した体系となっており、増産していくことを期待しています。

Q 6 : 戸別所得補償制度は、いつまで続くでしょうか？

A 6 : 政権交代でどうなるかわからない。これでは、現場が困ります。超党派の取組みにしていくべきです。

Q 7 : 生物多様性の認証は、役所の仕事を減らそうとしている最近の流れに逆行しているのでは？

A 7 : 認証の基準作りまでは、国がリードすべきではないでしょうか。

Q 8 : 金融機関にて、環境保全型農業を支援する取り組みはないですか？

A 8 : 金融機関は、CSRではなく、金融本来の業務として、格付けや金利の優遇などを行なうべきと考えています。しかし、残念ながら、CO2排出とか環境基準を設けているところはあるのですが、環境保全型農業への取組みで金利差を設ける等の発想にはなっていないのが現状です。

以上